

福島県総合計画審議会における部会の設置について

1 部会設置の趣旨

平成20年10月20日開催の福島県総合計画審議会（以下、「審議会」という。）において、新しい福島県総合計画の策定について、福島県知事より諮問がなされた。

総合計画の検討、取りまとめを機動的・効果的に実施するため、審議会委員で構成する部会を設置する。

2 部会の名称

部会の名称は、「総合計画策定検討部会」とする（以下、「部会」という。）。

3 部会委員の人数

部会委員の人数は、10名とする。

4 部会の設置期間

新しい総合計画に係る答申時までとする。部会設置期間中に委員の改選があった場合には、改めて会長による部会委員の指名及び部会長の互選を行う。

5 部会報告の取り扱い

部会は、新しい総合計画について審議した結果を審議会に報告し、審議会は、この報告を踏まえてさらに詳細な審議を行うものとする。

6 その他（部会に関する規定）

福島県総合計画審議会条例

第6条 審議会はその定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。